

円 滑 な
設計変更のために
～ 参 考 資 料 ～

(調査・測量・設計等業務編)

平成27年1月

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局
整備部設計課施工企画調整室

目 次

1. 本参考資料策定の背景	P1
1. 1 調査・測量・設計等業務の特徴と課題等	
1. 2 適切な設計変更の必要性	
1. 3 参考資料策定について	
2. 設計変更の現状	P2
3. 設計変更を行うことができないケース	P3
4. 設計変更を行うことができるケース	P4
4. 1 「設計図書の点検」の範囲をこえるもの	(共通仕様書 1-1-3)
4. 2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	(契約書第 18 条 1-2)
4. 3 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	(契約書第 18 条 1-3)
4. 4 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が 実際と相違する場合の手続き	(契約書第 18 条 1-4)
4. 5 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合 の手続き	(契約書第 19 条)
4. 6 業務中止の場合の手続き	(契約書第 20 条)
5. 業務の成果品質確保対策	P16
6. 設計変更手続きフロー	P17
7. 関連事項	P18
7. 1 指定・任意の正しい運用	(契約書第 1 条 3)
7. 2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	

1. 本参考資料策定の背景

1. 1 調査・測量・設計等業務の特徴と課題等

調査・測量・設計等業務（以下、「設計等業務」）の成果は、工事発注に際しての工事予算の把握、工事数量の算定および工事発注図書の作成等に活用される。

そのため、業務成果の良し悪しが、工事コスト、円滑な工事の実施、工事目的物の品質、維持管理コスト等に大きく影響を及ぼすとともに、ひいては事業全体の品質やコストにも影響を与えることから、その品質を確保することは極めて重要である。

設計等業務を進めるにあたっては、発注者において業務を行うための基本的な方針や仕様を明確に示した上で、受注者はそれらの方針等に基づき、忠実に当該業務を実施する責務を負うとともに、自らの技術力や創意工夫を発揮し、より良い成果を得るべく業務に取り組むことが求められる。また、設計等業務は、工事実施に必要な事項を整理するといった共通の目的を持つなど、各業務間において一定の共通性を持つ一方で、個々の現場条件等に応じた仕様に沿って業務の成果を作成するという単品生産の側面を持ち、担当する技術者の考え方が反映されやすいことから、発注者と受注者間の情報共有や意思疎通等が不可欠である。

また、適正な業務の履行確保と良好な成果品を得るためには、発注者は設計図書における条件明示を適正に行うことはもとより、履行条件の変化等に対応して適切な設計変更等を行うことが重要となる。

しかしながら、個々のケースを仔細に見たとき、実態としてその一部において、設計条件の明示が不明確、協議未了に伴う条件提示の遅れ、条件変更に伴う作業内容の追加や変更、打合せ回数的大幅な増加等が発生しているにもかかわらず、受発注者間の意思疎通不足等により、適正な設計変更が実施されないなどの問題が生じている場合があると考えられる。

1. 2 適切な設計変更の必要性

平成 26 年 6 月 4 日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」第 3 条「基本理念」において、「**公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない**」と示されるとともに、第 7 条「発注者の責務」として、「**設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設**

計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されたところである。

これらの条文の趣旨は、設計等業務においても同様に当てはまるものであり、設計変更に関する諸法規、通知等について、受発注者の双方が十分に理解した上で契約を締結することが前提となる。

1. 3 本参考資料策定の目的等

設計変更等の手続きを適正かつ円滑化を行うため、既存の関係通知等を踏まえ、設計変更等の手続きに係る留意点等について、「業務請負契約書」の第 18 条（条件変更等）における設計変更及びそれに係る契約手続き方法を中心にとりまとめたものである。

2. 設計変更の現状

○設計図書に明示されている事項



設計図書に明示されている内容と現場条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて履行期間又は請負代金額、若しくは両方の変更を行うことが一般的である。

○一式計上されている事項や設計図書に誤謬・脱漏又は表示が不明確となっている事項



設計図書に明示すべき事項が不明確なために、変更対応が問題となっているケースがある。

3. 設計変更を行うことができないケース

下記のような場合においては、原則として**設計変更を行うことができない**。

<設計変更を必要としないもの>

○受注者の「任意」の都合による提案を発注者の「承諾」を得て実施した場合

<設計変更を行うことができないもの>

○設計図書に条件明示のない事項について、発注者との「協議」を行う前に、又は発注者からの「指示」等の通知がなく、**受注者が独自に判断した内容で業務を実施**した場合

○発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で協議している内容の業務を実施**した場合

○業務請負契約書及び共通仕様書に定められている**所定の手続き**（契約書第 18 条～第 25 条、第 30 条、共通仕様書各条文（設計業務 第 1-4 条、第 1-21～24 条 地質・土質調査業務第 1-4 条、第 1-22～25 条 測量業務 第 5 条、第 22～25 条））を経していない場合

契約書	第 18 条	条件変更等
〃	第 19 条	設計図書等の変更
〃	第 20 条	業務の中止
〃	第 21 条	業務に係る受注者の提案
〃	第 22 条	受注者の請求による履行期間の延長
〃	第 23 条	発注者の請求による履行期間の短縮等
〃	第 24 条	履行期間の変更方法
〃	第 25 条	請負代金額の変更方法等
〃	第 30 条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
共通仕様書	……	（以下、設計業務の場合）
	第 1-4 条	設計図書の支給及び点検
〃	第 1-21 条	条件変更等
〃	第 1-22 条	契約変更
〃	第 1-23 条	履行期間の変更
〃	第 1-24 条	一時中止

○**正式な書面によらない事項**（口頭のみ指示・協議等）の場合

（ただし、契約書第 26 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。）

ポイント 発注者は、迅速かつ適切な回答を行う必要がある。

(参考) 用語の定義

- 協 議・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 承 諾・・・受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

[上記の出典：設計業務共通仕様書]

4. 設計変更が必要となるケース

下記のような場合においては、**原則として設計変更を行わなければならない。**

- 地形・地質・地下水・河川流量等の自然的条件、又は現地調査のための立入条件や準拠すべき技術基準等の人為的条件など、**設計図書に示された履行条件が実際と相違する場合**
- 契約時点で予定していた業務着手時期に、**受注者の責によらず、業務に着手出来ない場合**、又は受注者の責によらず業務を中止せざるを得ない場合
- 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」**によるもの
 - *「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。
 - *所定の手続きについては、P 3（ ）内を参照
- 「設計図書の点検」の範囲を超える作業で、協議を行った上で発注者の「指示」により実施する場合**（P 5 参照）

ただし、設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」（書面による確認）を行う。
- 当該業務における変更の必要性を明確にする。
- 設計変更に伴う所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

4. 1 「設計図書の点検」の範囲をこえるもの

(共通仕様書第 1-4 条)

【共通仕様書】

第 1－ 4 条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で貸与又は追加支給するものとする。

設計等業務において、受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲は以下のものなどがある。

- ① 適用すべき諸基準と整合した業務内容となっているか。
- ② 設計図書と現地が整合しているか。
- ③ 既存業務の成果、適用すべき諸基準の取違いの不備はないか。
- ④ 既存業務の調査結果等が適切か、調査不足は生じていないか。
- ⑤ 業務実施のための関係機関協議が実施済みか、協議内容が明示されているか。

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲をこえる行為は、以下のものなどが想定される。このような作業を行う必要が生じた場合は、契約書第 18 条に基づき受発注者で対応を協議し、設計変更を行い発注者が費用を負担する。

- ① 水理計算や応力計算を伴う既存成果の照査
- ② 関係機関協議結果と既存成果の照査
- ③ 既存成果における設計計算と図面（詳細な配筋図等）の照査

【既存業務の成果品に誤り等があった場合の取扱い】

- 設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが認められた場合、受注者は速やかにその事実を発注者に報告しなければならない。
- 発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとする。その結果、誤りが既存業務の受注者の責にある場合は、契約書第 40 条（瑕疵担保）に基づく「瑕疵の修補の請求」を求めるものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を受注者へ提示する。
- なお、成果品の瑕疵の原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものとする。また、既存業務の受注者、又は当該業務の受注者のどちらに修正させるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとし、責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易にいずれかの受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなければならない。

ポイント 設計図書の点検は、受注者の費用負担によるものとする。

なお、設計図書の点検の範囲をこえるものについては、業務請負契約書第18条に基づき協議する。

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲をこえる場合の手続きを以下に示す。

〈受注者〉

「共通仕様書第1－4条（設計図書の支給及び点検）第2項」に基づく設計図書の点検を行い、業務請負契約書第18条（条件変更等）第1項の一～五に該当する旨を直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

発注者は、業務請負契約書第18条第4項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は、業務請負契約書第18条第5項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更することができる。



〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、業務請負契約書第24条（履行期間の変更方法）に基づく履行期間の変更及び業務請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4. 2 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の二)

【業務請負契約書】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2～3 項 省略)

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の例を以下に示す。

① 誤謬とは、設計条件や特別仕様書等の設計図書に間違いがある場合

② 脱漏とは、以下のような条件明示する必要がある場合にも係わらず、記載されるべき内容が抜けている場合

- ・見積りにより歩掛を定めた場合の積算根拠に関する条件明示
- ・実施設計の前段として基本設計を行っている場合の「前段設計補正」に関する条件明示
- ・適用する図書の明示（例：橋梁設計にあたっての道路橋示方書の適用）
- ・耐震設計を行う場合の施設の重要度区分に関する条件明示
- ・打合せの回数、照査に関する条件明示
- ・調査業務における仮設・運搬・安全対策等に関する条件明示

ポイント ①～②の事例は、本来ならば当初発注時に条件明示すべきである。

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続きを以下に示す。

＜受注者＞

「業務請負契約書第 18 条（条件変更等）第 1 項の二」に基づき、設計図書に誤謬又は脱漏がある旨を直ちに監督職員に通知



＜発注者＞

発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



＜発注者＞

発注者は、業務請負契約書第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更することができる。



＜発注者・受注者＞

発注者と受注者の協議により、業務請負契約書第 24 条（履行期間の変更方法）に基づく履行期間の変更及び業務請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4. 3 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の三)

【業務請負契約書】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2～3 項 省略)

4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

設計図書の表示が明確でない場合の例を以下に示す。

- ① 設計図書の表示が抽象的なため、業務の実施にあたって判断し得ない場合
- ② 標準歩掛にない作業で、比較検討の実施が記載されているが、何タイプの比較検討を想定しているのか明示がない場合
- ③ 調査業務での水替工実施の記載があるが、当初設計における想定の湧水量や排水設備規模、運転日数等の明示がない場合
- ④ 業務量の目安が記載されているが、直接人件費のみの経費か、打合せ等が含まれているか否かが明確でない場合

ポイント ①～④の事例は、本来ならば当初発注時に条件明示すべきである。

設計図書の表示が明確でない場合の手続きを以下に示す。

〈受注者〉

「業務請負契約書第 18 条（条件変更等）第 1 項の三」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は、業務請負契約書第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更することができる。



〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、業務請負契約書第 24 条（履行期間の変更方法）に基づく履行期間の変更及び業務請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4. 4 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

(契約書第 18 条第 1 項の四)

【業務請負契約書】

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2～3 項 省略)

- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の例を以下に示す。

- ① 水管橋の架設地点の地形条件（川幅、地表形状等）が現地と相違する場合
- ② 地質調査結果の支持層の位置、地下水位等が実際と相違する場合
- ③ 調査業務での水替工に係る湧水量等が実際と相違する場合
- ④ 4. 2 又は 4. 3 の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
- ⑤ 現地調査にあたり立入条件等の制約が課せられた場合
- ⑥ 関係機関及び第三者機関との協議結果等により、業務内容や履行条件に変更が生じた場合

設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続きを以下に示す。

〈受注者〉

「業務請負契約書第 18 条（条件変更等）第 1 項の四」に基づき、当初設計の条件と現地条件とが一致しないことを直ちに監督職員に通知



〈発注者〉

調査の結果、その事実が確認された場合は、業務請負契約書第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



〈発注者〉

発注者は、業務請負契約書第 18 条第 5 項に基づき、客観的判断に基づき必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更することができる。



〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、業務請負契約書第 24 条（履行期間の変更方法）に基づく履行期間の変更及び業務請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。

4. 5 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合の手続き

(契約書第 19 条)

【業務請負契約書】

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合は契約書第 19 条に基づき設計変更を行うものとする。

- ポイント**
- ・業務の進捗に伴い、新たな技術的な観点から業務範囲を超える作業を指示した場合は、適切な費用を計上する。
 - ・発注者の指示により比較検討や構造検討等を実施した場合は、最終成果に繋がらない途中段階の検討業務についても検討資料を成果として設計変更の対象とする。
 - ・業務の追加変更は、その都度打合せ簿により指示する。

4. 6 業務中止の場合の手続き

(契約書第 20 条)

【業務請負契約書】

(業務の中止)

第 20 条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

〔注〕この項は、地質・土質調査及び測量業務等を行う場合に規定する条項である。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

〔注〕下線部分は、地質・土質調査及び測量業務等を行う場合に規定する文言である。

3 発注者は、前 2 項の規定により 業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

〔注〕下線部分は、地質・土質調査及び測量業務等を行う場合に規定する文言である。

自然的又は人為的な事象であって、受注者の責に帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められる場合の手続きである。その例を以下に示す。

- ① 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合
- ② 土地への立入りが承諾されないために業務が行えない場合
- ③ 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合
- ④ 反対運動等の妨害活動があった場合

業務中止の場合の手続きを以下に示す。

〈受注者・発注者〉

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が業務を行うことができない。



〈発注者〉

「業務請負契約書第 20 条（業務の中止）第 1 項」により、発注者は業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。



〈発注者〉

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）



〈受注者〉

受注者は、作業現場を維持しなければならない。



〈発注者・受注者〉

発注者と受注者の協議により、客観的判断に基づき必要があると認められるときは、業務請負契約書第 24 条（履行期間の変更方法）に基づく履行期間の変更及び業務請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）に基づく請負代金額の変更を行うことができる。



〈発注者〉

発注者は、業務請負契約書第 20 条（業務の中止）第 3 項に基づき、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

5. 業務の成果品質確保対策

業務の成果品質確保対策として実施している「業務確認会議」及び「合同現地踏査」等を活用し、受発注者により設計方針、条件等の確認を行う。

5. 1 業務確認会議

①目的

業務着手時に開催する業務確認会議において、受発注者が一堂に会して設計方針、条件等の確認を実施する。

②参加者

○受注者：管理技術者、担当技術者（受注会社代表等の参加も可）

○発注者：所長、次長、担当課長、主任監督員、監督職員、工事担当者

③実施時期：業務打合せ時期（開催時期は適宜判断）

※必要に応じ複数回の開催を可とする。なお、規定の打合せ時以外に開催する場合は、別途費用を計上する。

④対象業務：全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの

※工事発注に使用する設計業務は重点的に実施。

⑤確認事項：・設計条件、前提条件の確認（設計図書の点検結果等）

・業務計画の妥当性

・スケジュールの確認（業務スケジュール管理表の活用）

・設計変更内容の確認

・その他

5. 2 合同現地踏査

①目的

受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

②参加者

○受注者：管理技術者、担当技術者（受注会社代表等の参加も可）

○発注者：担当課長、主任監督員、監督職員、工事担当者

③実施時期：実施時期は適宜判断

※必要に応じ複数回の開催を可とする。

④対象業務：全ての業務の内、担当課長が必要と認めたもの

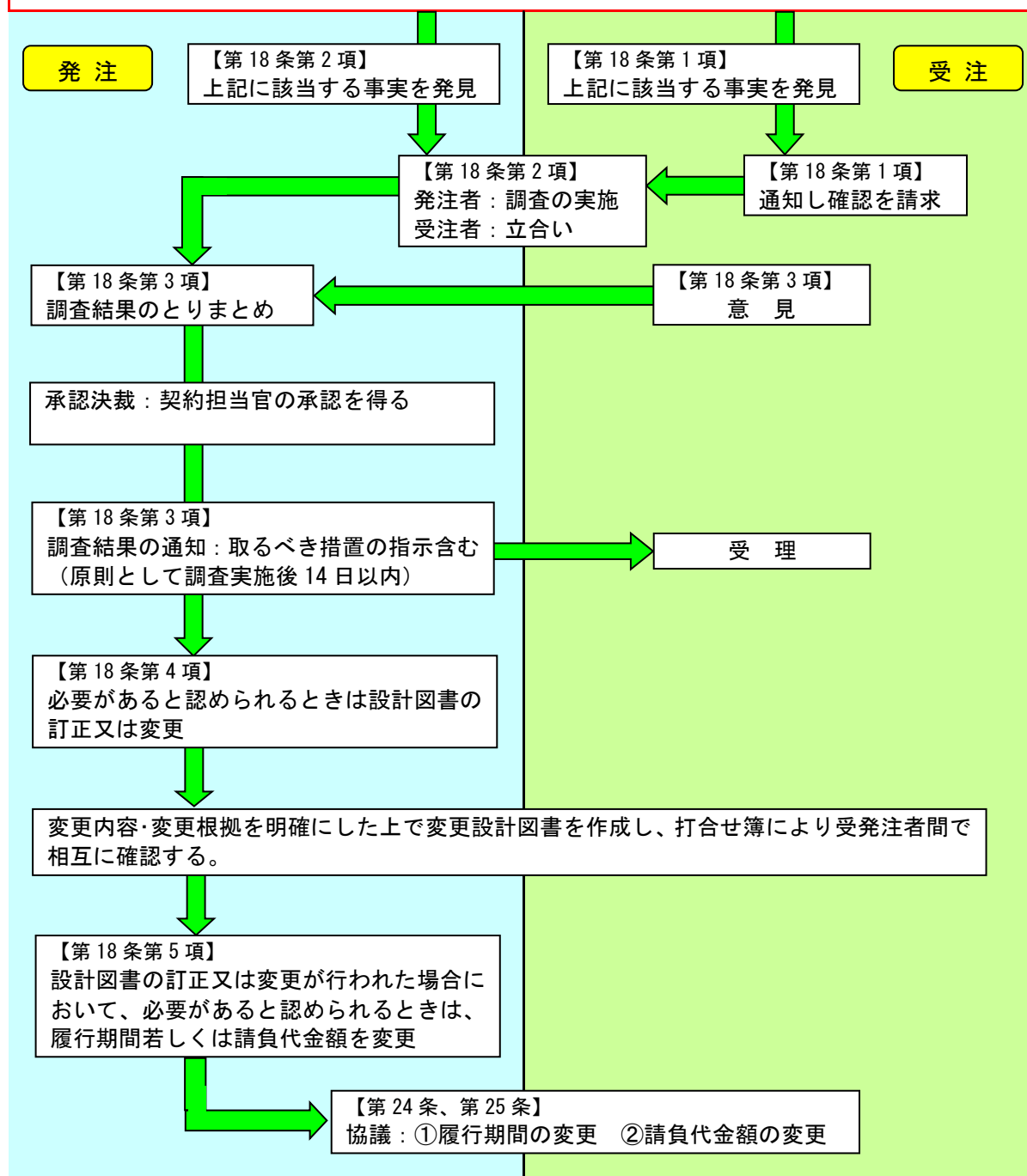
※重要構造物（ダム、トンネル、頭首工、用排水機場等）に関する詳細設計業務については実施することを原則とする。

ポイント 必要に応じて、業務確認会議と合同現地踏査を同時実施する。
確認した事項は、速やかに文書でお互い確認する。

6. 設計変更手続きフロー

業務請負契約書第 18 条第 1 項の一～五に基づく設計変更の場合

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



※条項は全て、業務請負契約書を示す

7. 関連事項

7. 1 指定・任意の正しい運用

(契約書第1条第3項)

【業務請負契約書】

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

指定・任意については、業務請負契約書第1条第4項にあるとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 指定とは、設計図書に示したとおり作業を行わなければならないものをいう。
- ② 任意とは、受注者の責任において自由に作業を行うものをいい、業務を完了するために必要な一切の手段を受注者の責任で行う。
- ③ 発注者は、指定・任意にかかわらず、設計条件の明示をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

履行方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。



任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、履行方法等の選択は、受注者に委ねられている。**(契約変更の対象としない)**



発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応を行う**ように注意が必要。
※例えば、任意における下記のような対応は不適切であり、必要がある場合は、条件明示において指定する。

- ・調査業務において、条件明示に具体的な手法を指定していないのに、〇〇で積算しているので、「〇〇以外での調査は不可」との対応。
- ・新たな手法（解析・分析方法、構造計算等）等の活用を受注者が提案しても、「積算上の手法で実施」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された履行条件と実際の作業条件が一致しない場合は変更できる。

（参考）指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設 計 図 書	履行方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	履行方法等について具体的に指定しない (契約条件ではない)
履行方法等の条件	変更する場合は、発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (業務計画書等の修正、提出は必要)
履行方法の変更がある場合 の設計変更	行う	行わない (発注者の履行方法を変更する必要がある場合は設計変更を行う)
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	行う	行う

7. 2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等における疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の点検の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながることになる。(受注者等への指導)

○入札前

- ・入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で、関係職員の説明を求めることができる。

(競争契約入札心得 第4条 (入札等))

○契約後

- ・受注者は、履行前及び履行期間中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の点検を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

(共通仕様書第1-4条 設計図書の支給及び点検)